

木祖村森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 14 年 3 月 31 日

長野県
木祖村

目 次

| | |
|---|----|
| I 基本的事項 | |
| 1 森林整備の現状と課題 | 7 |
| (1) 地域の概況 | |
| (2) 森林・林業の現状 | |
| (3) 森林・林業の課題 | |
| 2 森林整備の基本方針 | 13 |
| (1) 地域の目指すべき森林資源の姿 | |
| (2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと | |
| 3 森林施業の合理化に関する基本方針 | 15 |
| II 森林の整備 | |
| 第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く） | 15 |
| 1 樹種別の立木の標準伐期齢 | 15 |
| 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 16 |
| 3 その他 | 18 |
| 第2 造林 | 18 |
| 1 人工造林 | 18 |
| (1) 対象樹種 | |
| (2) 方法 | |
| (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間 | |
| 2 天然更新 | 20 |
| (1) 対象樹種 | |
| (2) 方法 | |
| (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間 | |
| 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 | 23 |
| 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 | 24 |
| (1) 造林の対象樹種 | |
| (2) 生育し得る最大の立木の本数 | |
| 5 その他 | 25 |
| 第3 間伐及び保育 | 25 |
| 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 | 25 |
| (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢 | |
| (2) 間伐の標準的な方法 | |
| 2 保育の種類別の標準的な方法 | 26 |
| 3 その他 | 27 |
| 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林 | 28 |
| 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 28 |
| (1) 水源涵養機能維持増進森林 | |
| (2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増進森林以外の森林 | |
| 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 29 |
| (1) 区域の設定 | |
| (2) 森林施業の方法 | |

| | | |
|------------------|------------------------------------|-----------|
| 3 | その他 | 33 |
| | (1) 施業実施協定の締結の促進方法 | |
| | (2) その他 | |
| 第5 | 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進 | 33 |
| 1 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 | 33 |
| 2 | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 | 33 |
| 3 | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 | 33 |
| 4 | 森林経営管理制度の活用に関する事項 | 34 |
| 5 | その他 | 34 |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進 | 34 |
| 1 | 森林施業の共同化の促進に関する方針 | 34 |
| 2 | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 34 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 | 35 |
| 4 | その他 | 35 |
| 第7 | 作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備 | 35 |
| 1 | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム | 35 |
| 2 | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 | 35 |
| 3 | 作業路網の整備 | 36 |
| | (1) 基幹路網 | |
| | (2) 細部路網 | |
| 4 | その他 | 37 |
| 第8 | その他 | 38 |
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保 | 38 |
| 2 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進 | 38 |
| 3 | 林産物の利用促進に必要な施設の整備 | 38 |
| III 森林の保護 | | |
| 第1 | 鳥獣害の防止 | 39 |
| 1 | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 39 |
| | (1) 区域の設定 | |
| | (2) 鳥獣害の防止方法 | |
| 2 | その他 | 39 |
| 第2 | 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護 | 39 |
| 1 | 森林病虫害の駆除及び予防の方法 | 39 |
| 2 | 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く） | 40 |
| 3 | 林野火災の予防の方法 | 40 |
| 4 | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 | 41 |
| 5 | その他 | 41 |
| | (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林 | |
| | (2) その他 | |
| IV | 森林の保健機能の増進 | 42 |
| 1 | 保健機能森林の区域 | 42 |
| 2 | 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法 | 42 |
| 3 | 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 | 43 |
| 4 | その他 | 43 |
| V | その他森林の整備に必要な事項 | 43 |
| 1 | 森林経営計画の作成 | 43 |

| | | |
|---|----------------|----|
| 2 | 生活環境の整備 | 44 |
| 3 | 森林整備を通じた地域振興 | 44 |
| 4 | 森林の総合利用の推進 | 44 |
| 5 | 住民参加による森林の整備 | 44 |
| 6 | 森林経営管理制度に基づく事業 | 44 |
| 7 | その他 | 45 |

VI 参考資料

| | |
|---|-----------------------|
| 1 | 人口及び就業構造 |
| 2 | 土地利用 |
| 3 | 森林転用面積 |
| 4 | 森林資源の現況等 |
| 5 | 市町村における林業の位置付け |
| 6 | 林産物の生産概況 |
| 7 | 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況 |

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置（木祖村役場）

東経 137° 47' 58" 北緯 35° 55' 11" 海拔 922.796m

◇面積

140.50km²

◇土地の地目別面積<令和3年1月1日現在>

| 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | その他 |
|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 1.2k m ² | 2.0k m ² | 1.9k m ² | 128.5k m ² | 1.2k m ² | 5.7k m ² |

◇気象（令和3年中、木祖村役場地域気象観測所）

| 気温 | | | 年間総降水量 | 風速平均 |
|--------|---------|----------|----------|---------|
| 平均 | 最高 | 最低 | | |
| 9.5 °C | 30.9 °C | -15.4 °C | 1,904 mm | 2.3 m/s |

◇地形・地質

木祖村は長野県の西南端、木曾郡の東北部に位置し、2,000m 級の山々に囲まれた溪谷型の山村である。

本村の東側にある鳥居峠は、太平洋に注ぐ木曾川と日本海に注ぐ信濃川との分水嶺となっています。村の中央部を木曾川が北から南に貫流し、そこへ大小の河川が合流し、それらの河川沿いである標高 900m~1,100m の地域に集落及び耕地が散在しています。

地質は粘版石板岩、角岩及び花崗岩からなっており、緩斜面地帯には火山灰土が堆積する地質となっています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村の総面積は 14,050ha で、森林面積は 12,812ha と総面積の 91%を占めており、国有林の面積が 7,830ha、民有林の面積が 4,982ha である。民有林の樹種別面積は、針葉樹は 3,717ha、うちカラマツ 2,446ha、ヒノキ 714ha、アカマツ 489ha、広葉樹 1,245ha であります。人工林面積は 3,497ha であり人工林率 61%と非常に高い地域です。

人工林の齢級構成をみると、標準伐期齢以下の森林が少なくなっていますが、これは長伐期化や複層林化を視野に入れた、より健全な森林づくりを目指して進めてきた結果、標準伐期齢以上の森林が増加したことによります。

【人天別森林資源表】

単位：面積 ha、蓄積 m³

| 民国別 | 資源量 | 人工林 | | | 天然生林 | | | | 合計 | | | |
|-----|-----|-----------|--------|-----------|---------|---------|-------|---------|-----------|---------|-------|-----------|
| | | 針葉樹 | 広葉樹 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 未立木地等 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 未立木地等 | 計 |
| 民有林 | 面積 | 3,490 | 8 | 3,497 | 227 | 1,237 | 20 | 1,485 | 3,717 | 1,245 | 20 | 4,982 |
| | 蓄積 | 916,544 | 411 | 916,955 | 58,265 | 148,584 | | 206,849 | 974,809 | 148,995 | | 1,123,804 |
| 国有林 | 面積 | 4,265 | 28 | 4,293 | 2,317 | 948 | 272 | 3,537 | 6,582 | 976 | 272 | 7,830 |
| | 蓄積 | 905,304 | 22,305 | 927,609 | 514,911 | 206,163 | | 721,074 | 1,420,215 | 228,468 | | 1,648,683 |
| 合計 | 面積 | 7,755 | 36 | 7,791 | 2,544 | 2,186 | 292 | 5,021 | 10,299 | 2,221 | 292 | 12,812 |
| | 蓄積 | 1,821,848 | 22,716 | 1,844,564 | 573,176 | 354,747 | | 927,923 | 2,395,024 | 377,643 | | 2,772,487 |

注) 「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

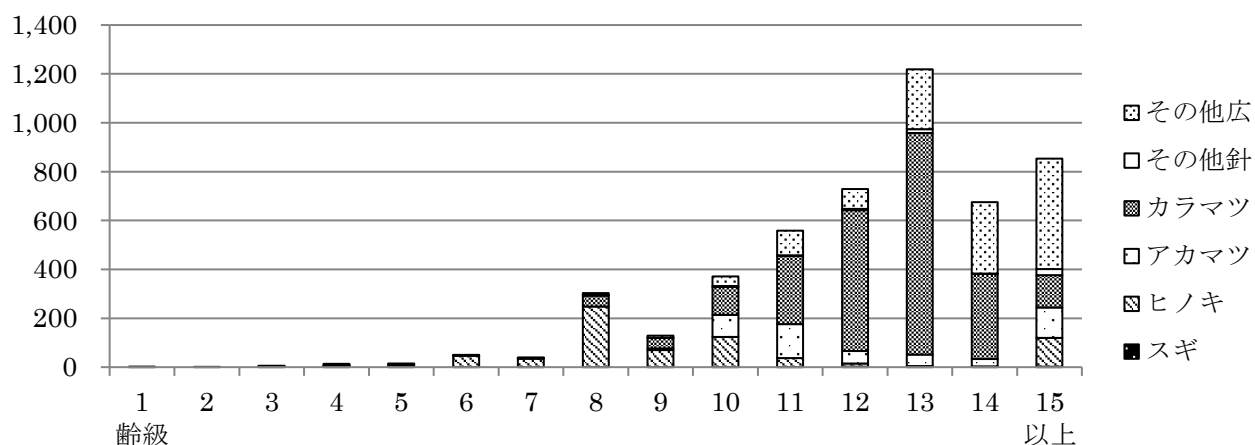
民有林の人工林割合 面積 60.8% 蓄積 66.5%

【民有林の樹種別構成表】

| 樹種 | 面積 (ha) | | | 蓄積 (m ³) | | |
|------|---------|-------|--------|----------------------|-------|--------|
| | | 比率 | 計画区内比率 | | 比率 | 計画区内比率 |
| アカマツ | 489 | 9.8% | 8.1% | 115,273 | 10.3% | 8.0% |
| カラマツ | 2,446 | 49.3% | 20.9% | 694,945 | 61.8% | 21.3% |
| スギ | 10 | 0.2% | 0.5% | 2,978 | 0.3% | 0.5% |
| ヒノキ | 714 | 7.0% | 7.0% | 149,215 | 13.3% | 6.5% |
| その他針 | 59 | 1.2% | 6.7% | 12,398 | 1.1% | 6.0% |
| 広葉樹 | 1,245 | 25.1% | 5.2% | 148,995 | 13.3% | 5.6% |
| 計 | 4,962 | 100% | - | | 100% | - |

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、〇〇計画区内の樹種ごとに占める割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

所有形態別面積は、公有林（県・市町村・財産区）が28%、私有林が72%となっています。私有林の内訳は、集落有林2%、団体有林34%、個人有林34%、その他2%であり、団体有林と個人有林の割合が多くなっています。また、本計画区には財産区有林がありません。

【民有林の所有形態】

| 所有形態別 | | 面積 | | 蓄積 | |
|-------|------|---------|------|-------------------------|------|
| | | | 割合 | | 割合 |
| 公有林 | 県 | 0ha | 0% | 0m ³ | 0% |
| | 市町村 | 1,396ha | 28% | 358,768m ³ | 32% |
| | 財産区 | 0ha | 0% | 0m ³ | 0% |
| | 計 | 1,396ha | 28% | 358,768m ³ | 32% |
| 私有林 | 集落有林 | 104ha | 2% | 23,301m ³ | 2% |
| | 団体有林 | 1,675ha | 34% | 369,334m ³ | 33% |
| | 個人有林 | 1,703ha | 34% | 351,502m ³ | 31% |
| | その他 | 103ha | 2% | 20,899m ³ | 2% |
| | 計 | 3,586ha | 72% | 765,036m ³ | 68% |
| 合計 | | 4,982ha | 100% | 1,123,804m ³ | 100% |

③ 林業労働力の現状

令和3年度時点での林業事業体は2事業体、総従事者数は65名で、事業体の内訳は森林組合1組合、素材生産業1社です。

高性能林業機械の設置については、補助制度等の活用により整備してきています。

【事業体別林業従事者数】

| 区分 | 組合・事業者数 | 従業者数(人) | | 備考 |
|--------|---------|---------|-----------|-----------|
| | | | うち作業員数(人) | |
| 森林組合 | 1 | 49 | 33 | 木曾森林組合 |
| 生産森林組合 | | | | |
| 素材生産業 | 1 | 16 | 16 | 木曾土建工業(株) |
| 製材業 | | | | |
| 合計 | 2 | 65 | 49 | |

【林業機械等設置状況】

単位：台数

| 機械名 | 森林組合 | 会社 | 個人 | その他 | 計 |
|----------|------|----|----|-----|---|
| 集材機 | 1 | 3 | | | 4 |
| モノケーブル | | | | | |
| リモコンウインチ | | | | | |
| 自走式搬器 | | 2 | | | 2 |
| 運材車 | | 2 | | | 2 |
| ホイールトラクタ | 2 | | | | 2 |
| 動力枝内機 | | | | | |
| トラック | 1 | 1 | | | 2 |

| | | | | |
|-----------|----|----|--|----|
| グラップルクレーン | | | | |
| フェラーバンチャ | 1 | | | 1 |
| スキッド | | | | |
| プロセッサ | 1 | | | 1 |
| グラップルソー | | 4 | | 4 |
| ハーベスタ | 3 | 2 | | 5 |
| フォワーダ | 3 | 3 | | 6 |
| タワーヤーダ | | | | |
| スイングヤーダ | 1 | 3 | | 4 |
| 合計 | 13 | 20 | | 33 |

④ 林内路網の整備状況

令和2年度末の本村の林道等の林内路網総延長は74km、林内路網密度は14.9m/haで、県平均の21.1m/haを下回っています。

【路網整備状況(令和 年度末)】

| 区分 | 路線数 | 延長 | | 密度 | |
|-------|-------|------|------|-----|----------|
| | | | うち舗装 | | |
| 基幹路網 | 林道 | 21路線 | 44km | 6km | m/ha |
| | 林業専用道 | 2路線 | 5km | km | m/ha |
| | 計 | 23路線 | 49km | 6km | m/ha |
| 森林作業道 | 28路線 | | 25km | km | m/ha |
| 合計 | 51路線 | | 74km | 6km | 14.9m/ha |

⑤ 保安林の配備の実施状況

保安林は、令和元年度末現在で土砂流出防備保安林など1459.59haが指定されており、民有林面積の29%を占めています。

【保安林配備状況】

| 保安林種 | 面積 | 民有林に占める割合 |
|-----------|------------|-----------|
| 水源かん養保安林 | 900.12ha | 61.7% |
| 土砂流出防備保安林 | 559.16ha | 38.3% |
| 土砂崩壊防備保安林 | ha | % |
| 風害防備保安林 | ha | % |
| 水害防備保安林 | ha | % |
| 干害防備保安林 | ha | % |
| 落石防止保安林 | ha | % |
| 保健保安林 | ha | % |
| 風致保安林 | 0.31ha | 0.0% |
| 合計 | 1,459.59ha | 100% |

⑥ 地域の取り組み状況

- ・菅地区里山整備利用協議会

長野県森林づくり県民税を活用し、菅地区が里山整備利用地域に指定され、地域住民等の主体的な参画による里山の利用促進が図られています。

- ・木曽川上下流交流

昭和 59 年に、木祖村の商工会青年部が愛知県日進町（当時）を研修訪問したのがきっかけで、人口規模や財政状況など、両自治体それぞれの事情は違っていました。 「地域の再生・再活性」という共通の課題で意気投合し、平成元年に両商工会が友好姉妹提携を結び、産業・教育・文化・スポーツなどの交流が広がりました。木曽川の水でつながる両自治体は、平成 4 年 4 月 12 日に友好自治体提携を締結しました。

平成 5 年に、森林資源の保続培養などを目的として、日進町（当時）と木祖村など 4 者で分収造林に関する協定を締結し、同年に林野庁長野営林局（現中部森林管理局）と 80 年間の分収造林契約を結びました。これは、木曽川源流の水源を守り、80 年後にはこれまでに植えられた約 95,000 本のヒノキを森林資源として活用していこうという事業です。

「平成日進の森林（もり）」と名付けられた同森林は、毎年多くの日進市民や木祖村民が春と秋に育樹作業を行い、交流の場ともなっています。

また、平成 19 年 5 月 27 日には、両自治体で「友好提携自治体災害時相互応援に関する協定」を結び、地震や大雨などの災害時に、物資・資材の提供や、職員の派遣などを行う協定を締結しました。

その他、年間を通じて上流域でのキャンプや小学校野外活動、商工会や少年野球による交流、各種行事やイベントなど年間を通して交流を積み重ねています。

- ・木曽川「水源の森」森林整備協定

平成 15 年に愛知中部水道企業団と木曽広域連合との間で本協定が締結され、下流域の「水道水源環境保全基金」及び上流域の「木曽森林保全基金」により、森林所有者の間伐経費の負担を軽減するための助成が行われ、水源としての森林整備に取り組んでいます。

- ・森林共同施業団地

平成 25 年 8 月に「木曽谷流域森林整備推進協定」を締結し、民有林と国有林が連携して、路網の整備などによる効率化や計画的な森林施業を行い、持続可能な林業の再生を目指して取り組んでいます。

- ・森林整備保全重点地域

平成 17 年に長野県ふるさとの森林づくり条例に基づき「森林整備保全重点地域」に指定され、森林所有者の代表及び地域住民等による木祖村地域森林委員会を設立し、森林づくりに取り組んでいます。

(3) 森林・林業の課題

ア 森林整備の推進

ヒノキ、カラマツ、アカマツともに間伐が必要な森林が多く、早急な森林整備が必要です。特に、木曾川上流域として天然広葉樹を育成し、針広混交林に誘導するなど、水源涵養機能を高度に発揮させる森林づくりが必要となっています。

今後もより健全な森林づくりを目指し、作業路網の整備や機械化の充実、補助施策等の拡充強化によって、間伐材等の搬出と有効利用を促進し、森林所有者に収益をもたらすことで、森林所有者の経営意識を高めて積極的な森林整備の促進に繋げていきます。

また、本村の人工林のうちヒノキ、カラマツは8齢級以上の高い齢級構成となっており、カラマツはかつて坑木及び抗丸太の生産を目標に伐期を30年として植栽した経過から、需要の変化がなければ全部が伐採更新されているところであり、現状では放置に近い森林が多い状況です。

しかし、森林の持つ公益的機能を最大限に発揮させるため、将来の建築材としての利用を目指した長伐期施業を推進することが必要である。反面、地利、地位の良い適地では伐採を促進して、齢級構成を平準化する必要もある。ヒノキは間伐の他、適地では枝打ちにより、優良材の生産を目指し、林地に陽光を取り入れ、下層植生を繁茂させ、土壌の流失を防ぐことが望まれます。

なお、今後の造林に当たってはヒノキに拘ることなく、適地適木に徹して多様な樹種の導入を推進していきます。広葉樹は大径木の高齢林から薪炭利用最盛期に伐採されたものなどの30年生以上がおおくを占めており、この森林の今後の利活用方法が一つの課題となっています。ミズナラ、カエデ、クリ、トチノキ、ハウノキ、カツラ、エンジュ、キハダ等の有用広葉樹の多い林分は積極的な除伐、間伐等の保育を実施し、木曾地区特産の木工用、漆工芸用、家具用、建築用材としての活用を目指す必要があります。

特に、キハダは木曾特産の百草の原料でもあり重要です。また、きのこ原木や薪炭としての利用が少なく、広葉樹の低齢級の林分が極端に少ないことから、別荘地や民宿等を視野に薪炭の需要開発を推進するとともに、地利、地位の良く有用広葉樹の多い高齢林分は伐採し更新を図る等が必要となっています。

本村の地理的要件として、林野部の大部分が急傾斜な地形であるため、近年、全国的に多発している局地的集中豪雨や梅雨前線、秋雨前線による長期連続降雨に対し、山腹崩壊や土石流の発生等の山地災害、また、山間地特有の強風による風害や霧害、雪害等の気象災害に対して抵抗力の高い森林が求められています。全域を快適環境形成機能維持増進森林に指定し、機能が高度に発揮できる森林づくりを行なうとともに、下流都市の水源地帯として水源涵養機能の他、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備を進めます。

イ 施業集約化の推進

効率的な間伐を推進するため、施業の集約化を進め森林経営計画の作成を積極的に行う必要があります。また、森林所有者の不明及び不在村所有者など施業集約化が困難となっている林分は、森林の土地の情報を整理し、林地台帳を整備及び提供することで、障害の解消を目指す必要があります。

ウ 基盤整備

路網密度が低く、路網の整備が遅れている現状を踏まえ、林業専用道及び森林作業道による路網の整備を積極的に進め、高性能林業機械の導入による森林施業の効率化及び生産コストの低減を図っていきます。

エ 野生鳥獣被害対策

近年、ツキノワグマによる剥皮の被害が急増しており、被害防止に向けた対策が急務であります。また、ニホンジカの被害も拡大傾向であり、カモシカによる食害も含め「鳥獣害防止森林地域」を定め、造林木及び再造林の推進による植栽木を保護する対策が必要となっています。

オ 担い手の育成

基盤整備を推進するにあたり、路網開設の技術者及び高性能林業機械のオペレーターなどの作業システムに全般に精通する高度な技術者の養成・確保が必要です。

また、森林施業プランナーなど施業の集約化を行う人材の育成が必要となっています。

カ 公共施設等への地域材利用

「地域材利用方針」に基づき、公共施設等の整備には、積極的に地域の木材を使用するとともに、薪ストーブ等を設置し、地域材の利活用を積極的に行います。

キ 伝統工芸品の原材料確保

村の特産品でもあり、長野県伝統工芸品にも指定されている「お六櫛」をはじめ、キャンバス、額縁、イーゼル、ネズコ製品などの木工工芸品の製作が盛んですが、原材料の地元調達や後継者の確保・育成が必要となっています。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、木曾谷地域森林計画の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

| |
|---|
| <p>[水源^{かん}涵養機能]</p> <p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林</p> |
| <p>[山地災害防止機能／土壌保全機能]</p> <p>下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p> |
| <p>[快適環境形成機能]</p> <p>大気の浄化、騒音や風を防ぐなど快適な生活環境を形成するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林</p> |
| <p>[保健・レクリエーション機能]</p> <p>原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いの場を提供している森林であり、必要に応じて保健休養活動に適した施設が整備されている森林</p> |
| <p>[文化機能]</p> <p>街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林</p> |

[木材生産機能]

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、路網等の基盤施設が適切に整備されている森林

[木曾川広域水源涵養機能]

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林及び木曾川流域の水源林として同様の機能発揮を求められる森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図る。

イ 森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、木曾谷地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本とし、望ましい森林資源の姿に誘導するため、以下のとおり森林施業を推進する。

(ア) 水源涵養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐を促進しつつ、伐採に当たっては伐期の延長を推進し、裸地面積を縮小及び分散化する。また、立地条件等に応じ天然力も活用した施業も推進する。さらにダム等の利水施設上部等においては保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能森林

森林施業に当たっては、長伐期施業（高齢林の森林）や複層林施業への誘導により、林床の裸地化の縮小、回避を図る施業を推進する。また、山地災害の発生の危険性が高い地域等において、保安林の指定や治山事業の積極的な導入により「災害に強い森林づくり指針」に基づき適正な森林整備を進める。

(ウ) 快適環境形成機能森林

森林施業に当たっては、地域の快適な生活環境を保全する観点から、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。

(エ) 保健・レクリエーション機能森林

森林施業に当たっては、立地条件や地域のニーズ等に応じて、広葉樹や針広混交林の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

(オ) 文化機能森林

森林施業に当たっては、史跡、名勝地と一帯となり優れた景観等を形成する森林では、美的景観の維持形成に配慮した森林整備を推進する。

(カ) 木材生産機能森林

森林施業に当たっては、木材の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全化を確保し、木材需要に応えた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(キ) 木曾川広域水源涵養機能森林

森林施業に当たっては、適切な保育・間伐等を促進するとともに、立地条件等に応じ天然

力も活用した適切な施業を推進する。

ウ 以上の森林整備の推進方向を踏まえ、以下の地区を重点として適切な森林整備を推進する。

(ア) 水道水源地においては性質上、水源涵養機能を重視した森林整備を進める。

(イ) 風害や霧害、雪害等の気象災害防止、大気の浄化など生活環境の保全、役場周辺等の市街地や農耕地の隣接森林等は騒音防止のため、快適環境形成機能を重視した森林整備を進める。

(ウ) 木曽川の最上流部であることから、下流圏の水源地として水源涵養機能も考慮した森林整備を進める。

(エ) 成熟しつつあるヒノキ、カラマツ等人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに間伐を中心に、計画的かつ効率的な伐採を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

木曽森林管理署、木曽地域振興局、木祖村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

| 区分 | 樹種 | 標準伐期齢 | 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢 | 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢 |
|-----|--------|-------|-------------------|-------------------|
| 針葉樹 | カラマツ | 40年 | 50年以上 | おおむね80年以上 |
| | アカマツ | 40年 | 50年以上 | おおむね80年以上 |
| | スギ | 40年 | 50年以上 | おおむね80年以上 |
| | ヒノキ | 45年 | 55年以上 | おおむね90年以上 |
| | その他針葉樹 | 60年 | 70年以上 | おおむね120年以上 |
| 広葉樹 | クヌギ | 15年 | 25年以上 | おおむね30年以上 |
| | ナラ類 | 20年 | 30年以上 | おおむね40年以上 |
| | ブナ | 70年 | 80年以上 | おおむね140年以上 |
| | その他広葉樹 | 20年 | 30年以上 | おおむね40年以上 |

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

| 区 分 | 主 伐 の 方 法 の 内 容 |
|-----|--|
| 皆 伐 | 主伐のうち、択伐以外のもの。 |
| 択 伐 | 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合であては40%以下）であるものとする。 |

【主伐の留意事項】

| 区 分 | 留 意 事 項 |
|------|---|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20m以上）を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。 |

| | |
|----|---|
| 皆伐 | <p>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上（周辺森林の成木が 20m を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p style="padding-left: 40px;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p> |
| 択伐 | <p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> |

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

| 主伐の届出 | 更新方法 | 確認時期 | 確認者 |
|------------------|------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 伐採及び伐採後の造林の届出書 | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 木祖村 |
| | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 | |
| 森林経営計画に係る伐採等の届出書 | 人工造林 | 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 認定者 (県認定計画は木曽地域振興局 市町村認定計画は木祖村) |
| | 天然更新 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 | |

確認方法は、「第2 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

(なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県木曽地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。)

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

| 区 分 | 樹 種 名 | 備 考 |
|-----------|--------|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ | |
| | ヒノキ | |
| | アカマツ | |
| | カラマツ | |
| | その他針葉樹 | |
| | 広葉樹 | |

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や市町村の林務担当部局とも相談の上、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

| 樹 種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/ha) | 備 考 |
|--------|--------|-----------------|-----|
| スギ | 中庸仕立て | 3,000本 | |
| ヒノキ | 中庸仕立て | 3,000本 | |
| アカマツ | 中庸仕立て | 3,000本 | |
| カラマツ | 中庸仕立て | 2,300本 | |
| その他針葉樹 | 中庸仕立て | 3,000本 | |
| 広葉樹 | 中庸仕立て | 3,000本 | |

注) 上記本数を基準としますが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定してください。

育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整してください。

イ その他人工造林の方法

| 区 分 | 標準的な方法 |
|--------|---|
| 地拵えの方法 | 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。 |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。 |
| 植栽の時期 | 4月～6月中旬までに行うものとする。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

| 皆 伐 | 択 伐 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。 |

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

| | | |
|------------------|------------------|------------------------|
| バッコヤナギ (ヤナギ科) | オノエヤナギ (ヤナギ科) | その他ヤナギ類 (ヤナギ科) |
| サワグルミ (クルミ科) | オニグルミ (クルミ科) | ヨグソミネバリ (ミズナ) (カバノキ科) |
| ウダイカンバ (カバノキ科) | シラカンバ (カバノキ科) | ダケカンバ (カバノキ科) |
| ネコシデ (カバノキ科) | ハンノキ (カバノキ科) | ケヤマハンノキ (カバノキ科) |
| コバノヤマハンノキ (カバノキ) | ヤハズハンノキ (カバノキ科) | ミヤマハンノキ (カバノキ科) |
| ヤシャブシ (カバノキ科) | ミヤマヤシャブシ (カバノキ科) | ヒメヤシャブシ (カバノキ科) |
| アサダ (カバノキ科) | サワシバ (カバノキ科) | クマシデ (カバノキ科) |
| アカシデ (カバノキ科) | ブナ (ブナ科) | コナラ (ブナ科) |
| ミズナラ (ブナ科) | クヌギ (ブナ科) | カシワ (ブナ科) |
| クリ (ブナ科) | オヒョウ (ニレ科) | エノキ (ニレ科) |
| エゾエノキ (ニレ科) | ハルニレ (ニレ科) | ケヤキ (ニレ科) |
| フサザクラ (フサザクラ科) | カツラ (カツラ科) | ヒロハカツラ (カツラ科) |
| タムシバ (モクレン科) | コブシ (モクレン科) | ホオノキ (モクレン科) |
| カスミザクラ (バラ科) | オオヤマザクラ (バラ科) | ミヤマザクラ (バラ科) |
| ウワミズザクラ (バラ科) | イヌザクラ (バラ科) | シウリザクラ (バラ科) |
| ズミ (バラ科) | アズキナシ (バラ科) | ナナカマド (バラ科) |
| イヌエンジュ (マメ科) | キハダ (ミカン科) | イタヤカエデ (カエデ科) |
| ウリハダカエデ (カエデ科) | オオモミジ (カエデ科) | ヤマモミジ (カエデ科) |
| コミネカエデ (カエデ科) | ミネカエデ (カエデ科) | トチノキ (トチノキ科) |
| シナノキ (シナノキ科) | オオバボダイジュ (シナノキ科) | ハリギリ (ウコギ科) |
| コシアブラ (ウコギ科) | ヤマボウシ (ミズキ科) | ミズキ (ミズキ科) |
| クマノミズキ (ミズキ科) | リョウブ (リョウブ科) | コバノトネリコ (アオダモ) (モクセイ科) |
| ヤチダモ (モクセイ科) | アカマツ (マツ科) | カラマツ (マツ科) |
| キタゴヨウ (マツ科) | チョウセンゴヨウ (マツ科) | ウラジロモミ (マツ科) |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| オオシラビソ (マツ科) | トウヒ (マツ科) | コメツガ (マツ科) |
| スギ (スギ科) | ヒノキ (ヒノキ科) | サワラ (ヒノキ科) |
| ネズコ (ヒノキ科) | イチイ (イチイ科) | |

ぼう芽更新樹種一覧表

| 区分 | 樹種 | ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考) | | ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径 (参考) |
|---------|----------------|-----------------------------------|------|--------------------------|
| | | 直径 | 本数 | |
| ぼう芽更新樹種 | ミズナラ (ブナ科) | 20 cm | 30 本 | 50 cm |
| | コナラ (ブナ科) | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| | クリ (ブナ科) | 20 cm | 60 本 | 40 cm |
| | ホオノキ (モクレン科) | 20 cm | 20 本 | 60 cm |
| | カスミザクラ (バラ科) | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| | イタヤカエデ(カエデ科) | 10 cm | 20 本 | 20 cm |
| | ウリハダカエデ (カエデ科) | 10 cm | 20 本 | 40 cm |
| | ※クマシデ(カバノキ科) | 10 cm | 10 本 | 20 cm |
| | ※オオモミジ(カエデ科) | 10 cm | 10 本 | 50 cm |
| | ※コシアブラ(ウコギ科) | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| | ※ミズキ (ミズキ科) | 10 cm | 10 本 | 30 cm |
| | ※リョウブ(リョウブ科) | 10 cm | 10 本 | 20 cm |

※ 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としています。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|---------|----------------|
| 対象樹種すべて | 10,000 本/ha 以上 |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 方 法 | 標 準 的 な 方 法 |
|------|--|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。 |
| 刈出し | ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。 |
| 植込み | 更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。 |
| 芽かき | ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。 |

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

(必要な場合は、県地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。)

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとなります。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。(また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。)

なお、調査記録は、永年保存します。

② 更新の判定基準

| 区分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 更新すべき立木本数 | 3,000 本/ha 以上 |
| 稚樹高 | 競合植物の草丈との関係により、木曾谷地域森林計画書の表 3-13 競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表を参考に判断する。 |
| 更新を判定する時期 | 伐採終了年度の翌年度初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。 |

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3 - 2 の 4 により、**現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。**

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画すること。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋
 ○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
 （堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）



3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



4 林床に更新樹種が存在しない

- ・ 過密状態にある森林
- ・ シカ等による食害が激しい森林
- ・ ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森 林 の 区 域 | 面積 (ha) | 備 考 |
|-----------|---------|-----|
| 該当なし | 0.00 ha | |

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2 の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

5 その他

該当なし

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/ha) | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) | | | | | |
|------------------|------|----------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | 6回目 |
| スギ(裏系) (地位級Ⅰ) | 標準 | 3,000 | 9 (26%) | 13 (35%) | 18 (32%) | 25 (33%) | 34 (34%) | 55 (-%) |
| スギ(裏系) (地位級Ⅱ) | 標準 | 3,000 | 11 (26%) | 15 (35%) | 22 (32%) | 32 (33%) | 45 (34%) | 88 (-%) |
| スギ(裏系) (地位級Ⅲ) | 標準 | 3,000 | 13 (26%) | 19 (35%) | 29 (32%) | 44 (33%) | 78 (34%) | - |
| スギ(裏系) (地位級Ⅳ) | 標準 | 3,000 | 17 (26%) | 25 (35%) | 42 (32%) | 85 (33%) | - | - |
| スギ(裏系) (地位級Ⅴ) | 標準 | 3,000 | 23 (26%) | 39 (35%) | - | - | - | - |
| カラマツ (地位級Ⅰ) | 標準 | 2,300 | 11 (39%) | 16 (39%) | 24 (37%) | 39 (38%) | 58 (-%) | - |
| カラマツ (地位級Ⅱ) | 標準 | 2,300 | 13 (39%) | 19 (39%) | 29 (37%) | 50 (38%) | 87 (-%) | - |
| カラマツ (地位級Ⅲ) | 標準 | 2,300 | 15 (39%) | 23 (39%) | 37 (37%) | 76 (38%) | - | - |
| カラマツ (地位級Ⅳ) | 標準 | 2,300 | 19 (39%) | 31 (39%) | 53 (37%) | - | - | - |
| アカマツ (地位級Ⅰ) | 標準 | 3,000 | 12 (33%) | 18 (31%) | 24 (27%) | 31 (25%) | 40 (25%) | 54 (-%) |
| アカマツ (地位級Ⅱ) | 標準 | 3,000 | 14 (33%) | 21 (31%) | 28 (27%) | 37 (25%) | 51 (25%) | 80 (-%) |
| アカマツ (地位級Ⅲ) | 標準 | 3,000 | 15 (33%) | 24 (31%) | 33 (27%) | 47 (25%) | 75 (25%) | - |
| アカマツ (地位級Ⅳ) | 標準 | 3,000 | 18 (33%) | 29 (31%) | 43 (27%) | 69 (25%) | - | - |
| アカマツ (地位級Ⅴ) | 標準 | 3,000 | 21 (33%) | 38 (31%) | 64 (27%) | - | - | - |
| ヒノキ (地位級Ⅰ) | 標準 | 3,000 | 15 (26%) | 19 (25%) | 24 (33%) | 31 (20%) | 39 (25%) | 52 (-%) |
| ヒノキ (地位級Ⅱ) | 標準 | 3,000 | 16 (26%) | 22 (25%) | 28 (33%) | 37 (20%) | 50 (25%) | 78 (-%) |
| ヒノキ (地位級Ⅲ) | 標準 | 3,000 | 19 (26%) | 25 (25%) | 35 (33%) | 49 (20%) | 80 (25%) | - |
| ヒノキ (地位級Ⅳ) | 標準 | 3,000 | 22 (26%) | 31 (25%) | 47 (33%) | 67 (20%) | - | - |
| ヒノキ (地位級Ⅴ) | 標準 | 3,000 | 27 (26%) | 44 (25%) | 85 (33%) | - | - | - |

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

| 区 分 | 平均的な間伐間隔 |
|---------|----------|
| 標準伐期齢未満 | 10 年 |
| 標準伐期齢以上 | 20 年 |

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

| 保育の種類 | 樹 種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | 標準的な方法 |
|-------|-----|--|--------------|-----------|---|
| | | 実施時期 | 実施林齢 | 回数 | |
| 下刈り | 全樹種 | (1回目) 6月上旬～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬～ 8月下旬 | 2年生～ 10年生 | 年1～ 2回 | ① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講ずること。 |

| | | | | | |
|------|-----------|------------------|---------------|----------------------|--|
| 枝打ち | スギ ヒノキ | 11月～5月 | 11年生～ 30年生 | 最大8m までに必 要な回数 | ① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林において は、林内の光環境に応じ、必要に応じ て実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林におい ては、無節で完満な良質材を生産する 場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ち は行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変する ことから気象害に遭うおそれがあるた め、極力避けること。 |
| 除伐 | 全樹種 | 5月～7月 (9月～3月) | 11年生～ 25年生 | 1回～ 2回 | ① 目的樹種の生長を阻害する樹木等 を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹 木は、残すことが望ましい。 |
| つる切り | 全樹種 | 6月上旬～ 7月上旬 | 11年生～ 30年生 | 必要に応 じて 2～3回 | 枝打ち、除伐と並行して実施することが 望ましい。 |

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止 機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

| 区域 | 樹 種 | | | | | | | | |
|------------------|------|------|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|
| | カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他 針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他 広葉樹 |
| 水源涵養機能 維持増進森林 | 50年 | 50年 | 55年 | 50年 | 70年 | 25年 | 30年 | 80年 | 30年 |

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進森林 以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

| 区域 | 樹 種 | | | | | | | | |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| | カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他 針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他 広葉樹 |
| アの ①から④ の森林 | おおむね 80年 | おおむね 80年 | おおむね 90年 | おおむね 80年 | おおむね 120年 | おおむね 30年 | おおむね 40年 | おおむね 140年 | おおむね 40年 |

アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

| 施業種 | | 施 業 の 方 法 |
|--------|--|---|
| 植 | 栽 | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 |
| 間 | 伐 | おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。 |
| 主 伐 | 林齢 | 標準伐期齢以上 |
| | 伐採方法 | 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 |
| | | 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。 |
| 伐採立木材積 | 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 | |

【別表 1】

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--------------|---------------|---|---------|
| 水源涵養機能維持増進森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | <p>0002-は、0008-ろ・は、0010-い、0011-い・ろ、0012-い、0014-は・に、0016-ほ、0020-は、0026-い、0027-は、0029-い・ろ、0030-い・ろ・は、0031-ろ・は・に・ほ・へと、0032-ろ・へ、0030-に、0034-い、0038-は・ほ・へ、0039-は・に、0040-い・ろ・は・に・ほ、0044-ろ・は、0047-ろ・は・に・ほ、0048-い・ろ・は・へ、0050-ろ・は・に・ほと、0051-い・ろ・は・に・ほ、0052-い・ろ・は・に、0053-い・ろ・は・に・ほ、0054-ろ・は・に・ほ・へと、0057-ろ、0059-い・ろ・は・に・ほ、0065-い・ち・は、0066-は・ろ、0067-い・ろ・は・に、0068-い・ろ・は・に・ほ、0069-い・ろ・は・に、0073-に・ろ、0075-い・ろ、0077-い・ろ・は・に・ほ、0078-い・ろ・は・に、0079-い・ろ・は・に・ほ、0080-い・ろ・は・に、0081-い・ろ・は・に・ほ、0082-い・ろ・は・に・ほ、0084-に・ち、0085-ろ・は・に・へ、0086-い・は、0089-は</p> | 995.76 |

【別表2】

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------------------|--------------------|---|----------|
| 山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | 0039-いろ、0063-ろ、0085-い | 50.20 |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | | |
| | 長伐期施業を推進すべき森林 | 0001-いろは、0002-いろに、0003-いろは、0004-いろはに、0005-いろは、0006-いろはに、0007-いろはに、0008-いに、0009-いろは、0010-ろはにほ、0011-は、0012-ろはに、0013-いろはに、0014-いろほへ、0015-いろはに、0016-いろはに、0017-いろはにほ、0018-いろはにほ、0019-いろはにほ、0020-いろに、0021-いろはにほ、0022-いろはにほ、0023-いろはに、0024-いろはに、0025-いろはに、0026-ろはに、0027-いろ、0028-い、0030-に、0031-い、0032-いにほ、0033-いろは、0034-はに、0035-いろはに、0036-いろはに、0037-いろはにほへ、0038-いろに、0039-いろ、0041-いろはにほへ、0042-いろはにほへ、0043-いろはにほへ、0044-いに、0045-いろは、0046-いろは、0047-いろは、0048-にほ、0049-いろはにほへとちり、0050-いにへ、0051-い、0054-い、0054-いろはに、0056-いろは、0057-いに、0058-いろはにほ、0060-いろはに、0061-いろはに、0062-いろはにほ、0063-いろはにほ、0064-いろはにほ、0065-ろにほへと、0066-い、0067-いろは、0069-いろはに、0070-いろはにほへ、0071-いろは、0072-いろはに、0073-いは、0074-いろは、0075-はに、0076-いろはに、0077-いろはにほ、0078-いろはに、0079-いろはにほ、0080-いろはに、0081-いろはにほ、0082-いろはにほ、0083-いろはにほ、0084-いろはほへと、0085-いほと、0086-ろにほ、0087-いろはに、0088-いろはに、0089-いろにほ、0090-いろはにほ、0091-いろはにほ | 3,883.57 |
| 進森林 快適環境形成機能維持増 | 複層林施業を推進すべき森林 | | |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | | |
| | 長伐期施業を推進すべき森林 | | |
| 維持増進森林 保健文化機能 | 複層林施業を推進すべき森林 | | |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 0029-は、0034-ろ | 44.13 |

| | | | |
|----------------------------------|-------------------------|--|--|
| | 長伐期施業を推進すべき森林 | | |
| | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | | |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林 | | |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | | |
| | 長伐期施業を推進すべき森林 | | |

【別表3】

| 区分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--------------------------------|-------|---|---------|
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 皆伐 | 0001-ろ、0002-に、0004-ろ・は、0005-ろ・は、0006-ろ、0007-ろ、0008-ろ、0009-い・ろ・は、0010-に・ほ、0011-い、は、0012-い、0013-ろ・は・に、0014-い・ろ・は・に・へ、0015-い・ろ・は・に、0016-ろ、0017-ろ・は・に・ほ、0018-い・ろ・は・に・ほ、0019-い・ろ・は・に・ほ、0020-い・ろ・は、0021-い・ろ・は・に・ほ、0022-い・ろ・は・に・ほ、0023-い・ろ・は・に、0024-い・ろ・は・に、0025-い・ろ・は・に、0026-は・に、0027-ろ・は、0028-い、0029-い・ろ 0030-い・は、0031-ろ・は・ほ・へと、0032-い・ろ・は・に 0033-い・は・に、0034-い・は、0036-ろ・は、0037-い・ろ・は・へ 0038-は、0039-は・に、0040-い・ろ・は・に・ほ、0041-へ、0042-ろ・は。に・ほ・へ、0043-ろ・に・ほ・へ、0044-は・に、0045-い・ろ・は、0046-い・ろ・は、0047-は・に・ほ、0048-ろ・は・に・ほ・へ、0049-い・ろ・は・に・ほ・へとちり、0050-い・ろ・は・に・ほと、0051-い・ろ・は・に・ほ、0052-ろ・は・に、0053-い・ろ・は・に・ほ、0054-い・ろ・は・に・ほ・へと、0055-い・ろ・は・に、0056-い・ろ・は、0057-い・ろ・は・に、0058-い・ろ・は・に・ほ、0059-い・ろ・は・に・ほ、0060-い・ろ・は・に、0061-い・ろ・は・に、0062-い・ろ・は・に・ほ、0063-に・ほ、0064-い・ろ・は、0065-い・ろ・は・に・へ、0066-い・ろ・は、0067-い・ろ・は・に、0068-い・ろ・は・に・ほ、 | 3919.66 |

| | | | | |
|--|----------------|--|--|-------|
| | | 0069-い・ろ・は・に、0070-い・ろ・は・に・ほ・へ、0071-い・ろ・は、 0072-い・ろ・は・に、0073-い・ろ・は・に、0074-い・ろ・は 0075- い、0076-い・は・に、0077-い・ろ・は・に・ほ、0078-い・ろ・は・に、 0079-い・ろ・は・に・ほ、0080-い・ろ・は・に、0081-い・ろ・は・に・ ほ、0082-い・ろ・は・に、0083-い・ろ・は・に・ほ、0084-い・は・に・ ほ・へ、0085-に・ほ・へ 0086-に、0087-い・ろ・は・に、0088-い・ ろ・は・に、0089-い・ろ・は・に、0090-い・に・ほ、0091-い・ろ・は・ に・ほ | | |
| | 特に効率的な施業が可能な区域 | 皆伐 ※人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこと | 0015-ろ、0020-は、0030-い、0031-ほ・へ、0032-ろ、0039-い・ は・に、0042-ろ・は・に・へ、0043-ほ・へ、0044-は、0045-い、 0047-に・ほ、0048-ろ・へ、0050-ろ・と、0053-に、0054-ろ・は・ に・ほ・へ、0055-ろ、0057-は、0064-い、0065-ろ・は・に、0073- ろ・は、0075-い、0081-い・ほ、0084-へ | 159.5 |

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

木曽川広域の水源涵養機能の維持増進を図る森林として、木曽川「水源の森」森林整備協定に基づき、上下流が一体となった健全な水循環社会の構築を図るために区域を独自に設定する。

(1) 区域の設定

浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林及び木曽川流域の水源林として同様の機能発揮を求められる森林で、自然的条件等により一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木曽川広域の水源涵養機能の維持増進を図る森林として、水源涵養機能森林を除く全域の森林に設定する。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、適切な保育・間伐等を推進することを基本とし、立地条件に応じ天然力も活用した適切な施業を推進する。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画が、令和9年度までに民有林面積のおおむね8割で策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進する。

- ① 森林組合等林業事業体、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図る。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋を行い、森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

5 その他

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのた

め、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、木曾森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第 10 条の 11 第 1 項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO 法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

4 その他

該当なし

第 7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

| 区分 | 作業システム | 基幹路網密度 | 細部路網密度 | 路網 |
|----|--------|--------|--------|----|
| | | | | |

| | | 林道 | 林業 専用道 | 小計 | 森林 作業道 | 密 度 |
|-----------------------|-----|-------|-----------|-------|-----------|---------|
| 緩傾斜地 0～15° 未満 | 車両系 | 15～20 | 20～30 | 35～50 | 65～200 | 100～250 |
| 中傾斜地 15～30° 未 満 | 車両系 | 15～20 | 10～20 | 25～40 | 50～160 | 75～200 |
| | 架線系 | | | | 0～35 | 25～75 |
| 急傾斜地 30～35° 未 満 | 車両系 | 15～20 | 0～5 | 15～25 | 45～125 | 60～150 |
| | 架線系 | | | | 0～25 | 15～50 |
| 急峻地 35° ～ | 架線系 | 5～15 | — | 5～15 | — | 5～15 |

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠 | 備 考 |
|--------------|--------------------------------------|
| 林道規程 | 昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知 |
| 林業専用道作設指針 | 平成 22 年 9 月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知 |
| 長野県林業専用道作設指針 | 平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知 |
| 長野県林内路網整備指針 | 平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知 |

イ 基幹路網の整備計画

| 開設/ 拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長及 び路線 数 | 利用区域 面積 | うち前半 5 年分 | 対図 番号 | 備 考 |
|-----------|------|-------|-----|--------|-----------------|------------|--------------|----------|--------|
| 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | 藪原 | 鳥居峠塩沢線 | 2,000m | 200ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林業専用道 | 小木曾 | 箕輪沢線 | 3,000m | 147ha | ○ | | |

| | | | | | | | | | |
|------------|------|-------|------|----------|---------|---------|---|--|--|
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 池の平大原線 | 400m | 205ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 箕輪沢線 | 400m | 147ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 藪原 | 渡沢鳥居峠線 | 2,500m | 1,620ha | | | |
| | 自動車道 | 林業専用道 | 藪原 | 光沢支線 | 1,500m | 100ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林業専用道 | 小木曾 | 小木曾1号線 | 1,500m | 125ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林業専用道 | 小木曾 | 小木曾2号線 | 1,500m | 106ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林業専用道 | 小木曾 | 箕輪沢・イタル沢 | 500m | 70ha | ○ | | |
| 計 | | | | | 13,300m | 2,720ha | | | |
| 拡張 (改良) | 自動車道 | 林道 | 藪原 | 塩沢線 | 200m | 619ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 鉢盛山線 | 200m | 356ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 薄林線 | 250m | 135ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 大笹沢線 | 200m | 228ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 菅 | 宮沢線 | 30m | 187ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 床並線 | 270m | 39ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 中の小屋線 | 100m | 57ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 奈良の平線 | 110m | 92ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 藪原 | 藪原線 | 310m | 92ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 水木沢線 | 110m | 94ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 池の平大原線 | 200m | 205ha | ○ | | |
| | 自動車道 | 林道 | 菅 | 野中池の沢線 | 50m | 198ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 箕輪沢線 | 150m | 147ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 菅 | 木山沢線 | 30m | 174ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 山戸翁像線 | 160m | 65ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 菅 | 栗谷沢線 | 525m | 326ha | | | |
| 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 薄林支線 | 745m | 55ha | | | | |
| 計 | | | | | 3,640m | 3,069ha | | | |
| 拡張 (舗装) | 自動車道 | 林道 | 藪原 | 塩沢線 | 2,381m | 356ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 藪原 | 渡沢鳥居峠線 | 2,800m | 1,620ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 薄林線 | 500m | 135ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 小木曾 | 床並線 | 400m | 39ha | | | |
| | 自動車道 | 林道 | 藪原 | 宮沢線 | 700m | 187ha | | | |
| 計 | | | | | 6,781m | 2,337ha | | | |

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

| 規格・構造の根拠 | 備 考 |
|--------------|--------------------------------------|
| 森林作業道作設指針 | 平成 22 年 11 月 17 日 林整第 656 号 林野庁長官通知 |
| 長野県森林作業道作設指針 | 平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号 林務部長通知 |
| 長野県林内路網整備指針 | 平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号 林務部長通知 |

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

4 その他

該当なし

第 8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

| 作業の種類 | 現 状(参 考) | 将 来 |
|-------|--------------|---------------------|
| 伐 倒 | チェーンソー、ハーベスタ | チェーンソー、ハーベスタ |
| 造 材 | プロセッサ、ハーベスタ | プロセッサ、ハーベスタ |
| 集 材 | トラクタ、スイングヤーダ | トラクタ、スイングヤーダ、タワーヤーダ |

| | | |
|-----|------------|------------|
| 運 材 | トラクタ、フォワーダ | トラクタ、フォワーダ |
|-----|------------|------------|

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

| 施設の種類 | 現状（参考） | | | 計画 | | | 備考 |
|-------|--------|----|------|----|----|------|----|
| | 位置 | 規模 | 対図番号 | 位置 | 規模 | 対図番号 | |
| 該当なし | | | | | | | |

Ⅲ 森林の保護

第 1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表 4 に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

【別表 4】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---------|-------------------------------------|---------|
| ニホンジカ | 65、66、67、68、69、70、71、72、73 林班 | 424.41 |
| ツキノワグマ | 4、5、6、15、18、19、20、48、49、68、70、72 林班 | 105.71 |

第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成 24 年 8 月 28 日付 24 森推第 333 号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

| 種 名 | 対 策 |
|--------|---|
| ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ① 防護柵の設置及びその維持管理・改良 ② 幼齢木保護具の設置 ③ 剥皮防止帯の設置 ④ わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。 |
| ツキノワグマ | <ul style="list-style-type: none"> ① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け ② 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻き、ネット巻きの実施 ③ 加害個体を選別しての捕獲 |
| ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ② 加害個体を選別しての捕獲 ③ テレメリー調査やGPS調査によりサルの行動範囲の把握を行ない効率的な追い払いや捕獲を行なう。 ④ サル接近通報装置活用により、住民による追い払いを実施する。 |

| | |
|---------|---|
| ニホンカモシカ | ① 防護柵、食害防止チューブ等の物理的対策及び忌避剤による科学的防除の実施 ② 被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、個体数調整による捕獲 |
| イノシシ | ① 出没防止のための生息環境の整備(緩衝帯整備と森林整備の推進) ② 加害個体を選別しての捕獲 |

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のこと留意します。

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|--|
| 火入れの許可申請の必要な範囲 | 森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む） |
| 火入れの目的 | ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項） |
| 許可条件 | 期間（7 日以内） 面積（1 件当たり 5ha 以内） 従事者（1ha まで 15 人以上） ※ 1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5 人を加えた人数とする。 |
| 申請方法 | 火入れを行う 10 日前までに産業振興課に必要書類を提出する。 |
| 申請に必要なもの | ① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し |

5 その他

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

| 森 林 の 区 域 (林小班) | 備 考 |
|-----------------|----------|
| 該当なし | (被害名を記載) |

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

| 森林の所在 | | 森林の林種別面積 (ha) | | | | | | 備 考 |
|-------|-----|---------------|-----|-----|------|----|-----|-----|
| 地区名 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 | |
| 該当なし | | | | | | | | |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施 業 の 区 分 | 施 業 の 方 法 | | |
|-----------|--|---------|-----------|
| | 複層林施業 | 択伐複層林施業 | 特定広葉樹育成施業 |
| 植 栽 | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 | | |
| 間 伐 | 単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。 | | |

| | | | | |
|-----|--|--|---|------------------------|
| 伐 採 | 林 齢 | 標準伐期齢以上 | | |
| | 方 法 | 伐採率70%以下の伐採 | 天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐 | |
| | 立木材積 | 標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 | 標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 | 標準伐期齢における立木材積が確保されること。 |
| | | 伐採材積が年間成長量(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 | | |
| | 立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。 | | | |

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

| 地 区 名 | 施 設 名 |
|-------|-------|
| 該当なし | |

(2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項

該当なし

(3) 立木の期待平均樹高

| 樹 種 | 期待平均樹高 (m) | 備 考 |
|------|------------|-----|
| 該当なし | | |

4 その他

該当なし

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

| 区域名 | 林 班 | 区域面積 (ha) |
|------|-----|-----------|
| 該当なし | | |

2 生活環境の整備

人口減少を抑制するため、村営住宅整備や土地や空き家の有効活用を図り、U・I・J ターンなどにより村へ転入する住民を増やすこと、若者の流出を防ぐことが必要不可欠です。

空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 6 条の規定により、空き家対策協議会にて「木祖村空き家等対策計画」を策定し、空き家バンクへの登録や古民家改修などに取り組みます。

3 森林整備を通じた地域振興

木祖村の伝統工芸品である「お六櫛」の原木（オノオレカンバ）の植林・保育を推進し、中学生の林業体験の場として、また、伝統工芸技術の普及につなげます。

木工業を生業としている企業も多いが、高齢化や過疎化による従事者、後継者の減少が進んでいます。村にとっても重要な産業であることから、地域材を活用した新事業の推進等、情報提供や技術指導並びに情報発信を行います。

4 森林の総合利用の推進

鳥居峠地区及びやぶはら高原スキー場地区の森林については、森林とのふれあいの場として整備が期待されていることから、景観を維持向上するため広葉樹の植栽、不良木の除去とともに、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めます。

また、市街地隣接地域は、広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、市民の憩いの場にもなっています。

このため、この地区の里山林を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、下刈り、不良木の除去、萌芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道等の整備を行います。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

里山林を活用して、地域住民、小中学校や緑の少年団を対象に生涯学習の場として、森林体験教室等のイベントを計画します。

今後は地域住民一体で環境緑化や森林景観整備等の事業を行い、住民の身近な森林として、

森林づくりの理解、ボランティア等の参加啓発のフィールドの整備を図って、下流域との交流促進のため基盤づくりを進めます。

(2) 木曽川上下流連携による取組

本村は木曽川の最上流に位置する村で、「木曽川源流の里」として親しまれており、味噌川ダムが平成8年に竣工してから約20年間に亘り、友好自治体提携を結んでいる愛知県日進市をはじめ、下流域との「交流」に力を入れてきました。

上流域の水源林保全として下流域住民による森林ボランティア作業や植育樹祭なども実施してきました。

今後は、下流域等の企業から「木祖村の緑化事業に役立ててほしい」と村へ寄付等もいただいた「木曽川源流の森育成基金」なども活用し、水源涵養及び木曽川源流にふさわしい景観緑化を推進し、有効に利用していきます。

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

| 区域 | 作業種 | 面積 | 備考 |
|-------------|-----|-----------|----|
| 31 林班～43 林班 | 間伐 | 513.43 ha | |

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

手入れの遅れている村有林の現状を把握し、早急に森林経営計画を樹立し、積極的に健全な村有林整備に努めます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

事前に関係機関(教育委員会や文化財保護審議委員会等)に事業実施計画を提示、協議をします。

木祖村遺跡一覽表

| 番号 | 種別 | 時代 | 名称 | 所在地 | 地目 | 備考 |
|----|-----|----|---------|-----|----|------|
| 1 | 包蔵地 | 縄文 | 細島遺跡 | 小木曾 | | 4393 |
| 2 | 包蔵地 | " | 栃木遺跡 | " | | 4396 |
| 3 | 包蔵地 | " | 斧沢遺跡 | " | | 4397 |
| 4 | 包蔵地 | " | 小垣外遺跡 | " | | 4394 |
| 5 | 包蔵地 | " | 大久保遺跡 | " | | 4395 |
| 6 | 包蔵地 | " | 東遺跡 | " | | 4391 |
| 7 | 包蔵地 | " | 黒内遺跡 | " | | 4392 |
| 8 | 包蔵地 | " | 鳥屋窪遺跡 | " | | 4401 |
| 9 | 包蔵地 | " | 柳沢遺跡 | " | | 4389 |
| 10 | 包蔵地 | "古 | 深沢遺跡 | " | | 4388 |
| 11 | 包蔵地 | " | 田ノ上遺跡 | " | | 4387 |
| 12 | 包蔵地 | " | 大原遺跡 | " | | 4400 |
| 13 | 包蔵地 | " | 花ノ木遺跡 | " | | |
| 14 | 包蔵地 | " | 半野遺跡 | " | | 4385 |
| 15 | 包蔵地 | " | 上村遺跡 | " | | 4399 |
| 16 | 包蔵地 | " | 飯米原遺跡 | " | | 4384 |
| 17 | 包蔵地 | " | 塩沢原遺跡 | 藪原 | | 4378 |
| 18 | 包蔵地 | " | 十石原遺跡 | " | | 4379 |
| 19 | 包蔵地 | "古 | 青木原の1遺跡 | " | | 4377 |
| 20 | 包蔵地 | " | 夏山遺跡 | " | | 4374 |
| 21 | 包蔵地 | " | 原町遺跡 | " | | 4375 |
| 22 | 包蔵地 | " | 細小路遺跡 | " | | 4376 |
| 23 | 包蔵地 | "古 | 木坂遺跡 | " | | 4380 |
| 24 | 包蔵地 | " | 西山遺跡 | 小木曾 | | 4390 |
| 25 | 包蔵地 | " | がんま平遺跡 | " | | 4383 |
| 26 | 包蔵地 | " | 五月日遺跡 | " | | 4398 |
| 27 | 包蔵地 | " | 辺見屋敷遺跡 | 菅 | | 4409 |
| 28 | 包蔵地 | " | 種馬場遺跡 | 野中原 | | 4413 |
| 29 | 包蔵地 | " | 大平遺跡 | 菅 | | 4405 |
| 30 | 包蔵地 | " | 栗屋遺跡 | " | | 4411 |
| 31 | 包蔵地 | " | 岩淵遺跡 | " | | 4407 |
| 32 | 包蔵地 | " | 本山沢遺跡 | " | | 4408 |
| 33 | 包蔵地 | " | 原村遺跡 | " | | 4403 |
| 34 | 包蔵地 | " | 神出遺跡 | " | | 4406 |
| 35 | 包蔵地 | " | 追平遺跡 | " | | 4404 |
| 36 | 包蔵地 | " | 宮沢遺跡 | " | | 4415 |
| 37 | 包蔵地 | " | 久保田遺跡 | " | | 4412 |
| 38 | 包蔵地 | "古 | 下村遺跡 | " | | 4402 |
| 39 | 包蔵地 | " | 野中原遺跡 | " | | 4410 |
| 40 | 包蔵地 | " | 小林遺跡 | " | | 4414 |
| 41 | 包蔵地 | " | 神居場遺跡 | 吉田 | | 4382 |
| 42 | 包蔵地 | " | 向吉田遺跡 | " | | 4381 |
| 43 | 包蔵地 | "古 | 青木原の2遺跡 | 藪原 | | |
| 44 | 包蔵地 | 中世 | 五月日塚遺跡 | 小木曾 | | |
| 45 | 包蔵地 | " | 深渡戸塚遺跡 | " | | |
| 46 | 包蔵地 | 縄文 | 小沢原遺跡 | " | | |
| 47 | 包蔵地 | " | 柏木遺跡 | " | | |
| 48 | 包蔵地 | " | 藤切遺跡 | " | | |
| 49 | 包蔵地 | " | 細畑遺跡 | " | | |
| 50 | 包蔵地 | " | 大原遺跡 | " | | |
| 51 | 包蔵地 | " | 雨池遺跡 | " | | |
| 52 | 包蔵地 | " | 浦原遺跡 | " | | |

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

| 意見聴取日 | 意見聴取方法 | 相手方 |
|-------|--------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

2 公告・縦覧期間

令和4年1月28日 ～ 令和4年2月28日

※ 変更の場合

(当初) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(第1回変更) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 計画書作成担当者

| 課・係 | 職 | 氏名 | 備考 |
|-----------|------|--------|----|
| 産業振興課 | 課長 | 東 大平 | |
| 産業振興課・林務係 | 課長補佐 | 松原 正司 | |
| 産業振興課・林務係 | 主任 | 大久保 稔彦 | |
| | | | |

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

| 所属 | 課・係 | 職 | 氏名 | 備考 |
|---------|----------|----|-------|---------|
| 木曾地域振興局 | 林務課普及林産係 | 主任 | 稲村 昌弘 | 林業普及指導員 |
| | | | | |
| | | | | |

5 計画の公表計画

| 公表の方法 | 時期 | 備考 |
|-----------|------------|----|
| 市町村ホームページ | 計画樹立後1ヶ月以内 | |

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

| | 年次 | 総計 | | | 0～14歳 | | | 15～64歳 | | | 65歳以上 | | |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 |
| 実数 (人) | R2年 | 2,692 | 1,235 | 1,457 | 284 | 126 | 158 | 1,240 | 615 | 625 | 1,168 | 494 | 674 |
| 構成比 (%) | R2年 | 100 | 46 | 54 | 10 | 4 | 6 | 47 | 23 | 24 | 43 | 18 | 25 |

(出典：国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

| | 年次 | 総数 | 第1次産業 | | | | 第2次産業 | | 第3次産業 |
|------------|------|-----|-------|----|----|----|-----------------|----|-------|
| | | | 農業 | 林業 | 漁業 | 小計 | うち木材・ 木製品製造業 | | |
| 実数 (人) | H28年 | 943 | 3 | 28 | 0 | 31 | 348 | 28 | 564 |
| 構成比 (%) | H28年 | 100 | 0 | 3 | 0 | 3 | 37 | 3 | 60 |

(出典：経済センサス)

2 土地利用

| | 年次 | 総土地 面積 | 耕地面積 | | | | | | | 草地 面積 | 林野面積 | | | その他 面積 |
|------------|-----|-----------|------|-----|-----|-----|----|----|---|----------|--------|--------|-----|-----------|
| | | | 計 | 田 | 畑 | 樹園地 | | | 計 | | 森林 | 原野 | | |
| | | | | | | 果樹園 | 茶園 | 桑園 | | | | | | |
| 実数 (人) | R3年 | 14,050 | 320 | 120 | 200 | - | - | - | - | - | 12,970 | 12,850 | 120 | 570 |
| 構成比 (%) | | 100 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | 93 | 92 | 1 | 5 |

3 森林転用面積

| 年次 | 総数 | 工場・ 事業場用地 | 住宅・ 別荘用地 | ゴルフ場・ レジャー用地 | 農用地 | 公共用地 | その他 |
|------|-----|--------------|-------------|-----------------|-----|------|-----|
| R2年 | 0ha | ha | ha | ha | ha | ha | ha |
| H27年 | 0ha | ha | ha | ha | ha | ha | ha |
| H22年 | 0ha | ha | ha | ha | ha | ha | ha |

(出典：森林計画業務報告)

4 森林資源の現況等

所有形態別

(1) 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

| | 年次 | 私有林合計 | 在（市町村）者 面積 | 不在（市町村）者面積 | | |
|------------|-----|----------|---------------|------------|--------|--------|
| | | | | 計 | 県内 | 県外 |
| 実数 ha | R3年 | 3,585.80 | 3,204.46 | 381.34 | 298.85 | 82.49 |
| 構成比 (%) | R3年 | 100 | 89% | 11%(100) | 8%(78) | 2%(22) |

(出典：森林簿)

(2) 保有山林面積規模別林家数

| 面積規模 | 林家数 | | | | | |
|--------|-----|---------|----|-----------|----|------|
| ～1ha | 593 | 10～20ha | 16 | 50～100ha | 1 | |
| 1～5ha | 334 | 20～30ha | 2 | 100～500ha | 2 | |
| 5～10ha | 81 | 30～50ha | 2 | 500ha以上 | 2 | |
| | | | | | 総数 | 1033 |

5 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

(単位：百万円)

| | | |
|----------|------------------|----|
| 総生産額 (A) | | - |
| 内 訳 | 第1次産業 | - |
| | うち 林業 (B) | - |
| | 第2次産業 | - |
| | うち 木材・木製品製造業 (C) | - |
| | 第3次産業 | - |
| B+C/A | | -% |

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

| 項目 | 事業所数 | 従事者数 (人) | 現金給与総額 (万円) |
|-----------------|-------|----------|-------------|
| 全製造業 (A) | 7 | 96 | 27,896 |
| うち木材・木製品製造業 (B) | 1 | 5 | - |
| B/A | 14.3% | 5.2% | -% |

6 林産物の生産概況

| 種類 | 素材 (民有林) | 乾シイタケ | 生シイタケ (原木) | マツタケ | 木炭 | たけのこ | わらび |
|---------------|-------------|-------|---------------|------|-----|------|-----|
| 生産量 (㎡、kg) | 6,581 | 250 | 671 | 14 | 358 | 155 | 257 |
| 生産額(千円) | 62,361 | 1,723 | 1,027 | 448 | 107 | 49 | 289 |

7 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

| 番号 | 所在 | 現況 (面積 樹種 林齢 材積等) | 経営管理実施権設定の有無 |
|----|----|-------------------|--------------|
| | | | |